

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 22 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380204

研究課題名(和文) 日韓国交正常化直後の国際状況変化と文化政策の展開

研究課題名(英文) Changes of Policy towards Looted Cultural Treasure in International Relations after the normalization of Diplomatic Relations of Japan and the Republic of Korea

研究代表者

長澤 裕子 (NAGASAWA, Yuko)

東京大学・総合文化研究科・講師

研究者番号：90626730

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：日韓の略奪文化財をめぐる政策は、日韓国交正常化交渉期(1951～1965)以前の時期、特に日本の敗戦後に米国内の知日家と国務省の間で方針が決められた。イタリア講和条約とは異なり、日韓の間では、1951年の対日講和条約で文化財の返還は日本に義務づけられなかった。対日講和条約で日本が朝鮮の主権を放棄する以前の時期、ライシャワーなどの知日家と国務省は、日本の博物館にある朝鮮文化財は返還義務がないとした。一方、昨今、大英博物館では中国の掠奪文化財など、国際法に基づき略奪文化財を入手しないよう事前にチェックする部局を設け、過去に入手した略奪文化財をめぐる国際共同研究を進めている。

研究成果の概要(英文)：Cultural policy towards looted property had been shaped by international agreements set before normalization of Japan and the Republic of Korea (1965). Just after the end of World War II, Italy was required to return to cultural property it looted from the territories of Yugoslavia and Ethiopia, in Treaty of Peace with Italy in 1947. But in Treaty of Peace with Japan signed in 1951, Japan was not required to return their cultural property looted from Korea, for US State Department with experts on Japan such as Edwin O. Reischauer, decided not to request Japan to return the properties in Japan's museums before Japan would relinquish the sovereignty to Korea. However, recently in museums such as the British Museum, they check legal state of cultural properties before they purchase or being donated. Regarding looted cultural properties which are already stored in the Museum in UK, international researches are in progressed with China.

研究分野：国際政治

キーワード：日米韓関係 外交史 文化財 日韓国交正常化 略奪文化財 中国 韓国 占領期

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 国際政治研究における文化研究が注目されず、マスコミなどで日韓関係における文化財返還問題がナショナリズムを示す案件として論じられている状況であった。

(2) 文化政策が、国際状況の変化や国際法をめぐる解釈の差異、文化の文脈から国際政治の枠組みの中で論じられてこなかった。

(3) 日韓における文化財返還問題は、日本側の朝鮮出兵や植民統治の象徴として論じられ、戦前と戦後で国際法の整備状況が変化した点や、日韓国交正常化による文化財協定では請求権問題ではなく国際文化交流の枠組で対応すると規定された点が見過ごされてきた。

### 2. 研究の目的

(1) 二国間の国民世論の中で感情的に論じられがちな文化の問題、特に文化財返還問題について、日米韓の国際政治や国際法においていかに規定されていたのかを分析する。各国の間に国際法の解釈の差がある中で、文化政策に国際法がいかに反映されていたかに注目する。

(2) 日本敗戦後の朝鮮半島と日本、米国の文化財政策を分析する過程で、日本の賠償政策と大韓民国の独立において、文化政策がどのような位置づけにあったかを明らかにしたい。

(3) 日韓国交正常化後から現在の博物館における略奪文化財に対する対応の実例を調査する。特に、戦争の結果、中国の文化財を取得し、現在も所有している英国の博物館の現在の対応を現地で調査する。

### 3. 研究の方法

国際状況の変化に注目し、いくつかの時期に分けて分析する。

(1) 日本敗戦後に米国が日本と南朝鮮を占領した時期 1945年から、日本が対日講和条約に調印する1951年まで

(2) 日韓国交正常化交渉(1951~1965)で文化財小委員会を設置して文化財返還問題を日韓両政府の代表で論じた1958年第4回会談以降(1951~1958年は別の研究テーマです)に研究代表者が分析し、研究論文として発表)

(3) 日韓国交正常化 1965年以降~現在。略奪文化財をめぐる国際法が整備された時期。

### 4. 研究成果

日韓国交正常化直後の変化を明らかにするために、解放期、対日講和条約を締結する1951年前の交渉、日韓国交正常化直後の国際状況の変化と文化政策の位相を分析した。

(1) 韓国史の枠組で朝鮮半島内部の日本敗戦直後の解放期の対日賠償要求を分析した結果、1945年8月15日直後には、震壇学会が古書籍を中心とする文化財の返還リストを作成して返還を要求すると会議で決定していた。震壇学会は、建国時の課題として掠奪文化財の返還を要求するために、掠奪された図書のリストを作成することを考えていた。つまり、単なる一学会の活動ではなく、学会、ひいては建国における代表者意識をもち、「建国準備委員会」の文化施設委員会を頻りに訪れた。返還リストは、震壇学会の委員のうち、李仁栄を始めとする主に東京帝大や京城帝大などで日本の書誌学に詳しい専門家が担当した。1945年10月末には震壇学会内で、米軍政庁側に提出することを決議し、年末には米軍政庁に提出された。震壇学会は、国史教科書の編纂を米軍政庁から委嘱されており、米軍政庁との関係が緊密だった。

(2) 米軍政庁文教部の担当者のクネズ(Eugene I. Knez)が作成し、GHQ/SCAPに提出された一次資料(Eugene I. Knez Paper :

米国スミソニアン研究所民俗資料館 National Anthropological Archives (Smithsonian Institution) 所蔵) の資料を調査した。クネズは 1995 年に韓国政府 (韓国文化体育部) より、朝鮮半島の際に韓国の文化財の戦争被害を避けるために文化財を保護したとして銀冠文化勲章を受ける) が、解放期南朝鮮で勤務していた人物である。クネズは、南朝鮮の国立博物館の設立に尽力したが、当時、マッカーサー司令官の GHQ の民間情報教育局 (CIE) を通じて朝鮮での図書館の設立には、日本による掠奪文化財の返還が必要で、GHQ が影響力を行使できると考えていた。

こうしたクネズの活動は、日韓会談期の 1963 年当時に、文化財小委員会の韓国側代表だった李ホンジク高麗大学教授や国立博物館の初代館長の金載元が述べていたような米国側の消極性についての証言「文化財や博物館への関与は消極的」「米軍政庁は新たな教育プログラムや教科書作成の業務が主」とは異なる。

(3) 解放期の返還要求は、李承晩初代韓国大統領の対日賠償要求の政策に引き継がれた。李承晩政権期に対日賠償要求を行うが、その際、震壇学会が解放期に作成した掠奪文化財のリストが活用され、1949 年「現物返還要求調書」に採用される。要求リストは、古書籍がほとんどではあるが、鐘などが書籍の他に追加されていた。

#### (4) 日本政府の対応

1947 年、日本政府はイタリアの事例を参考に、「略奪文化財の返還」が、対日講和条約の条約文の中に挿入されると考えていた。しかし、1950 年、米国が、「対日講和条約は、日本の制裁ではなく民主主義国家の有効・協力関係の建設を主とする」と決めると、日本政府は賠償義務を念頭に置いた政策から後

退し、文化財を含む現物返還は、日本の施設に対する「剥奪」や「経済的な自立が遅れる」として消極的になった。

#### (5) 米国政府の対応

曖昧なところ-つまり、戦後秩序を国際法の先例の中で新たに樹立していくという選択の幅-が存在した。1945 年 9 月、南朝鮮に米軍政庁が樹立、1945 年 12 月に日本の朝鮮半島に対する主権のうち、政治的・行政的な権利が制止され、南朝鮮に対する米国側の統治権として移管している。したがって、対日講和条約で日本政府が韓国の主権と権利を放棄するまでは、日本は朝鮮半島に対する領土主権を持つが、朝鮮半島の政治的・行政的な権利を失った。(敗戦後日本と韓国の分離と日本の朝鮮半島主権の維持や韓国の独立承認については、研究代表者の別の研究を参考にされたい。)

このような状況で、米国国務省は、日本の博物館にある朝鮮文化財を返還すべきであるかという問題に対し、返すべきではないというハーバード大学教授で後に日本大使も務めた、日本専門家のライシャワーの意見を取り入れた。対日講和条約締結前、国務省の対日政策について、特に日本と朝鮮半島の問題については、日本や中国を専門としたアメリカの東アジア専門家の意見が影響力を持っていた。

前述の南朝鮮で博物館を樹立する構想に対しても、米国の日本専門家が影響力を持っていた。つまり、太平洋戦争期の朝鮮半島は日本の植民地として米国側に認識されていた。したがって、日本敗戦後の日本と南朝鮮の博物館運営について、米国の日本専門家は、植民地支配もまた日本の歴史の一部と考え、元来の所有国朝鮮半島への返還を優先しなかった。

#### (6) 解放直後の震壇学会、李承晩政権の韓

国政府・駐日代表部は、共に国家の樹立、新生国家の威信をかけて、文化財の請求を対日賠償要求の枠組みの中で主張した。国際的な枠組みや日本との関係が変化することで、韓国側における文化財が象徴する意味が国家政策的な意味を持った。

植民統治期に日本で教育を受けた書誌学者を中心に、日本でまとめられた研究書籍等を参考にして、韓国側が作成した返還要求リストは、所蔵住所が正確であった。しかしリストは、主に戦前に日本側でまとめられた書籍に基づいていたため、戦中や戦後の文化財の現況が反映されていないという限界もあった。例えば、1950年、徳川家康が所蔵していた蓬左文庫は名古屋に移転するが、要求調書に記されている蓬左文庫の住所は、移転前の東京の目白（学習院大学の前方の住所）になっている。

合わせて、太平洋戦争中に空襲で破壊された鐘も現存するかのように、リストに含まれていた。

(7) 文化財返還問題は、日韓国交正常化交渉の過程で、第4次会談が開催される1958年以降の文化財返還要求で論じられたが、日本政府側は請求権問題と位置づけていなかった。日本側は当時の国際的な事例を分析して、国宝を譲渡することを方針として、1958年には請求権問題という植民地統治期の賠償の義務は討議しないとして、文化財問題を扱うことを主張していく。一方、韓国側は、日韓国交正常化交渉の開始と同時に、植民統治期をさらにさかのぼる文禄慶長の役の際の掠奪も含めた文化財の返還を要求した。最終的に文化財は、文化交流の脈略で日韓国交正常化「勸奨」：<義務>ではないという意味で、政府間の取り決めではなく、協定調印者間の交換書簡とした。

(8) 日韓国交正常化交渉期の後半部分につ

いて、当時の政府議事録（日本・韓国）資料集として公刊した。

(9) 日韓国交正常化後の文化政策、特に文化財返還については、1965年に締結した日韓文化財協定が文化交流の文脈から、国際法が掠奪文化財の海外搬出の禁止という文脈から、大きく影響している。したがって、すでに国外に搬出された掠奪文化財については、日韓国交正常化交渉時の文化交流の文脈から「引渡」を行っている日本政府の返還義務から「引渡」を実施するというよりは、両国間の友好関係の象徴として扱われている。

(10) 中国からの掠奪文化財を所有する英国の博物館の対応を調査した結果、現在、博物館内には国際法の掠奪文化財の規定に遵守して、寄贈であれ購入であれ、掠奪文化財の所蔵を行わないよう、事前に精査している。また、すでに所有している掠奪文化財については、元来の所有国である中国と共同プロジェクトを行い、保管・研究に努めている。

(11) 今後の課題として、植民統治や軍事占領・戦争と美術品・文化の関わり、博物館の意義について、体系的に研究していきたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 3 件)

1. 長澤裕子「日韓会談開催前の日韓文化財返還 問題とアメリカ - 対日要求政策の成立を中心に」韓国文化財庁国際シンポジウム『韓日文化財返還問題の過去と未来を語る』大韓民国、ソウル特別市、古宮博物館、2015年9月12日。

2. 長澤裕子「解放期朝鮮における日韓分離と文化の分離再建：一次資料からの再考」、韓国・朝鮮文化研究会研究例会、東京大学本郷キャンパス赤門研究棟、東京都文京区、2014年6月7日。

3. 長澤裕子「解放直後南朝鮮の対日賠償要求と文化財返還問題(1945～1952)」韓国政治学会 2013年世界学術大会、大韓民国、ソウル特別市、高麗大学校。2013年8月23日。

〔図書〕(計 1 件)

1. 浅野豊美・吉澤文寿・李東俊・長澤裕子編『日韓国交正常化関係資料第IV期 1963年-1965年(日本側資料)第7巻 文化財・宣伝世論・声明謝罪』、現代資料出版、2015、598。

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

長澤裕子 (NAGASAWA, Yuko)

東京大学・大学院総合文化研究科・特任講師

研究者番号：90626730

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：